

広島大学学術情報リポジトリ運用指針

(平成19年3月2日図書館長決裁)

改正 平成28年9月28日 一部改正 平成30年12月14日 一部改正
令和3年4月1日 一部改正

(目的)

第1 この指針は、広島大学（以下「本学」という。）が設置する広島大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）に関して、適切な運用を維持することを目的として定める。

(定義)

第2 この指針において「リポジトリ」とは、学術情報基盤の充実を図り、本学の学術研究の発展に資するとともに社会に貢献することを目的として、本学に関連する学術研究成果を電子的に収集・蓄積・保存し、学内外に電子的手段により無償で発信・提供するものをいう。

(管理・運営)

第3 リポジトリの管理・運営は、広島大学図書館（以下「図書館」という。）において行うものとする。

(登録対象者)

第4 リポジトリに学術研究成果を登録できる者（以下「登録対象者」という。）は以下のとおりとする。

- (1) 本学に在籍する、または在籍したことのある教職員及び学生。
- (2) その他図書館長が特に認めた者。

(登録対象物)

第5 リポジトリへ登録できる学術研究成果（以下「コンテンツ」という。）は以下のすべてを満たすものとする。

- (1) 以下のいずれかに該当すること。
 - イ. 登録対象者が作成に関わったもの
 - ロ. 本学においてその主要な部分が作成されたもの
- (2) 情報セキュリティ上の問題がないものであること。
- (3) 研究活動に係る不正行為が行われていないものであり、かつ、法令上又は社会通念上の問題がないものであること
- (4) ネットワークを通じて、原則として、永続的に公開できるものであること。

(登録)

第6 登録対象者は、コンテンツをリポジトリに登録することができる。登録にあたっては図書館がその登録作業を代行することができる。

(登録されたコンテンツの利用)

第7 図書館は、以下の方法によってリポジトリに登録された学術研究成果を利用できる。

- (1) ネットワークを通じて不特定多数に無料で公開（公衆送信（送信可能化を含む。))する。
- (2) 保存・公開のため、必要な複製・媒体変換を行う。
- (3) 法令により認められた利用を行う。

第8 図書館はリポジトリに登録されたコンテンツの利用については、以下のことを遵守する。

- (1) 第7に掲げた利用方法以外による利用は行わない。
- (2) ネットワークを通じてコンテンツを利用する者に対し、著作権法を遵守するよう周知する。

(コンテンツの利用許諾と著作権)

第9 リポジトリへコンテンツを登録する者は、登録するコンテンツについて、著作権者から、第7の(1)、(2)に掲げた利用についての許諾を得ておかなければならない。

第10 コンテンツがリポジトリに登録された後も、著作権は著作権者の元に留保される。

(コンテンツの非公開)

第11 図書館は、以下のいずれかに該当する場合、リポジトリに登録されたコンテンツを非公開にすることができる。

- (1) 当該コンテンツに係わる者が、理由を付して非公開の申請を行い、それを図書館長が承認した場合。
- (2) その他図書館長が特に認めた場合。

(免責事項)

第12 図書館は、リポジトリに登録されたコンテンツに起因するいかなる損害についても、一切責任を負わないものとする。

(その他)

第13 この運用指針に記載されていない事項については、必要に応じて、関係者間で協議するものとする。

附則

この指針は、平成19年3月2日から施行する。

附則（平成28年9月28日一部改正）

この指針は、平成28年9月28日から施行する。

附則（平成30年12月14日一部改正）

この指針は、平成30年12月14日から施行する。

附則（令和3年4月1日一部改正）

この指針は、令和3年4月1日から施行する。